令和５年度定期監査等の結果に対する措置状況（未措置であるもの）

指摘事項又は意見・要望事項
№1　定期監査 〇上下水道部 (3)　財産管理に関する事項 [改善を要するもの] ①　地方公営企業法適用前の平成31年３月末時点の簡易水道料金未収金について，債務者の実態把握，催告等の滞納整理事務が行われていなかった。
№3　定期監査 〇総務部 （意見・要望事項） ①　旅費の支出事務において，旅費に係る通知等の内容に則していない算定が複数の部局であったこと，在勤地内出張命令について部局によって異なる取扱いがなされていたこと，また，精算や支払の処理が速やかに行われていなかった事例も見受けられたことから，事務処理誤りを防止し，統一的な取扱いとなるよう，明確となっていない事務の取扱いについて見直しを行うとともに，手引書を作成するなど適正な事務手続きについて周知を図られたい。
№3　定期監査 〇福祉保険部 (2)　支出に関する事務 [検討を要するもの] ①　旭川市生活つなぎ資金に係る貸付事務において，事務取扱要綱及び貸付事務マニュアルが策定されているが，それぞれが定める1日当たりの貸付基準金額の一部に差異があり，実務ではマニュアルに基づき要綱で定める基準を超えた金額を貸し付けていることから，要綱とマニュアルの整合性を図るよう検討されたい。
№3　定期監査 〇福祉保険部 (4)　財産管理に関する事務 [検討を要するもの] ①　一般被保険者返納金・退職被保険者返納金の債権管理事務処理要領において，納入通知書等が戻ってきた場合には，住民票の公用請求を行い現住所を把握すること，返納者が死亡していることが判明した場合には，相続人へ返還請求を行うこととしているが，いずれも実施していなかったことから，要領と事務処理の整合性を図るよう検討されたい。

指摘事項又は意見・要望事項
No.3　定期監査 〇福祉保険部 （意見・要望事項） ①　旭川市生活つなぎ資金に係る債権記録において，債務の一部が償還されても時効起算日が更新されていないものが散見されたほか，督促状の送付日が記録されていなかった。これらは債権管理事務を進める上で基礎となる情報であることから，旭川市債権管理マニュアルに基づき，適正な事務処理に努められたい。
No.3　定期監査 〇福祉保険部 （意見・要望事項） ②　旭川市生活つなぎ資金に係る事務において，督促状の送付時期，債務者が死亡した債権の整理時期及び貸付規則に定める特例を適用して貸付けを行う際の記録方法が，貸付事務マニュアルで定めた運用と異なっていることから，事務の実態とマニュアルの整合性を図った上で，適正な事務処理に努められたい。
No.3　公の施設の指定管理者監査 〇子育て支援部（こどもクラブグループ） （意見・要望事項） ⑴　団体に関する事項 ①　当団体には，経理規程に相当するものがなく，慣例による事務処理が行われている。不正や誤りの発見及び防止機能を高めるとともに，適切な会計処理の継続が期待されることから，経理規程を設け，それに基づく事務処理を行うことを検討されたい。